

第105号議案

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例

八王子市印鑑条例（昭和51年八王子市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名 (<u>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称、外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名による表記の記録がされている場合にあつては氏名及び当該氏名の片仮名による表記</u>)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 印鑑登録原票は、<u>磁気ディスク</u>をもつて調製し、保存又は保管するものとする。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 氏 (<u>氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。</u>)又は名(外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名 (<u>外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。</u>)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 印鑑登録原票は、<u>磁気媒体</u>をもつて調製し、保存又は保管するものとする。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。